（法第六条第四号の主務省令で定める要件）

第七条の二　法第六条第四号の主務省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　届出に係る型式の特定製品の設計を行つていること。

二　届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。

三　経済産業大臣から報告を求められた場合には、遅滞なく、届出に係る型式の特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）を報告することが可能であること。

四　その他経済産業大臣が定める要件に該当すること。

（変更の届出）

第九条　法第八条第一項の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第八条第一項の規定により法第六条第二号の事項の変更の届出をしようとする特定輸入事業者は、様式第八による届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　国内管理人を変更した場合　次に掲げる書類

イ　変更後の国内管理人の住民票の写し（法人である国内管理人にあつては、その法人の登記事項証明書）

ロ　変更後の国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第三の二による書類

ハ　第十五条の二第五号の委託契約に係る契約書その他これに準ずる書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）

ニ　変更後の国内管理人が第十五条の二各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第三の三による書類

ホ　その他経済産業大臣が必要と認める書類

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該変更が行われたことを証する書類

3　法第八条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者又は国内管理人が法人である場合におけるその代表者の氏名の変更とする。

4　法第八条第二項の規定により法第六条第四号の事項の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条　削除

第十二条　削除

（新設）

（変更の届出）

第九条　法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（軽微な変更）

第十条　法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、届出事業者が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。

（届出事項に係る情報の提供）

第十二条　法第十条の規定により情報の提供の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　請求をしようとする情報の概要